

3-3 主な震災対策への取組

1. 震災対策への取組状況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、杉並区内でも震度 5 強の揺れを記録し、塀の倒壊や瓦・外壁の落下のほか、建物の損壊などの被害をもたらしました。

杉並区では、震災直後から、被災した区民への対応や被災地への支援を続け、この大震災を教訓にした防災力強化に取り組んできました。

平成 24 年度からは、新たな「杉並区総合計画」「実行計画」に基づき「災害に強く安全・安心に暮らせるまち」の実現をめざし、施策の展開に取り組んでいます。

※平成 26 年度の具体的な取組内容は、「4-1 総合計画の目標別 施策の取組状況」の「施策 1 災害に強い防災まちづくり」156 頁及び「施策 2 減災の視点に立った防災対策の推進」157 頁を参照してください。

(1) 災害に強い防災まちづくり

①耐震改修の促進

既存建築物の耐震診断・耐震改修助成に加え、高齢者や災害時要配慮者などを対象に、耐震シェルター等設置助成を開始しました。

災害時の救急救命や復興の大動脈となる、青梅街道など特定緊急輸送道路沿道の建築物や、多くの区民が利用する大規模な商業ビルなど、耐震診断が義務付けられている建物の所有者に個別訪問や文書による指示・指導を行いました。

また、耐震無料相談会、防災まちづくりフェア、東京都と合同の分譲マンション個別訪問などの耐震化啓発活動を実施しました。

さらに、特定緊急輸送道路沿道の耐震化を加速化させるため、耐震改修の助成制度を拡充し、取組を強化しました。

②震災救援所周辺等の不燃化促進

発災時の救援活動の拠点である震災救援所の周辺と、そこに至る緊急道路障害物除去路線沿いでは、災害時の避難や物資輸送の確保のため、戸別訪問など積極的な周知に努め、まちの不燃化に取り組みました。

③木造密集地域の解消対策の推進

建築物不燃化助成制度に加え、新たに、杉並第六小学校周辺地区に不燃化特区制度を導入し、建築物の不燃化の促進に取り組みました。さらに、方南一丁目地区に不燃化特区制度を導入するため、東京都と協議を進めました。また、馬橋通りの拡幅整備のため、道路用地を取得しました。

(2) 減災の視点に立った防災対策の推進

①防災施設の機能強化

下高井戸公園内に災害備蓄倉庫を建設するために、基本設計を始めるとともに、全区立施設にラジオ、懐中電灯、ランタンを配付するなど、災害時に拠点となる区立施設の防災機能強化に取り組みました。また、区内の広域避難場所にある全てのマンホールトイレを洋式化しました。

②災害時要配慮者支援対策の推進

災害発生時、自力での避難が困難な高齢者や障害者などの区民（災害時要配慮者）を対象に、安否確認等について地域ぐるみで支援するための「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」への登録促進、「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の発行、受入施設となる福祉救護所の拡充に取り組みました。

また、災害時要配慮者の災害に備えた自宅の安全点検のため、建物防災支援アドバイザーの派遣を行いました。

③災害時医療体制の充実

災害拠点病院等9病院の敷地内に緊急医療救護所を整備し、その維持運営を行うとともに、新たに、2病院と「災害時における緊急医療救護所の開設等に関する協定」を締結しました。さらに、災害時に緊急医療救護所を開設する2病院と隣接する私立高校及び区との間において、おのおの災害時における協力協定を締結し、地域の連携に努めました。また、区内で営業活動を行う医薬品卸売販売業者8社と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結し、災害時の医薬品の確保を行いました。一方、東京都・杉並区合同総合防災訓練における医療救護訓練及び河北総合病院、各関係団体と連携した医療救護訓練を実施しました。

④自治体間連携による防災対策の推進

災害時相互援助協定を締結している南相馬市への人的支援として、復興計画関連業務や道路等災害復旧業務のため、平成 25 年度に引き続き、8 名の職員（事務職 4 名、土木職 3 名、建築職 1 名）を長期派遣しました。

東日本大地震の記憶を風化させず、いつ起きるかわからない新たな災害に備えるため、式典「3.11 を忘れない」を開催しました。また、平成 26 年 5 月に開催した「第 8 回自治体スクラム支援会議」において、南相馬市への引き続きの支援を確認するとともに、基礎自治体が復旧復興を主体的に進めることができる仕組みや法整備など防災対策の強化に向けた意見交換を行うなど、基礎自治体間の連携に取り組みました。

2. 防災施策の財源について

国は、平成 23 年 12 月に、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成 23 年法律第 188 号。以下「復興財源確保法」という。）を公布し、平成 23 年度から平成 27 年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税均等割の標準税率の引上げを行いました。

このことを受け、各自治体で税条例が改正され、杉並区においても、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、特別区民税の均等割を年額 500 円上げました。

区では、この改正による平成 35 年度までの 10 年間の増収分を約 15 億円程度と見込んでおり、復興財源確保法の趣旨を踏まえ、この貴重な財源を、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に実施する防災施策の財源として有効に活用します。

防災施策の財源拡充一覧

(千円)

項目	22年度決算額	23年度決算額	24年度決算額	25年度決算額	26年度決算額
被災した区民等への対応 (大規模災害見舞金・弔慰金、貸付資金等)	0	10,900	0	0	0
耐震改修の促進	46,572	94,270	215,178	207,265	146,531
木造密集地域の解消対策の推進、震災救援所周辺等の 不燃化推進	1,813	9,113	68,352	56,808	80,096
インフラ等の保全・整備対策 (水防対策、道路の拡幅、電柱撤去、橋梁の補強等)	668,337	578,531	570,981	800,764	558,364
防災施設の機能強化	127,966	281,996	402,140	608,657	170,633
地域防災力の向上	68,616	60,339	69,061	63,555	66,729
災害時要配慮者支援対策の推進	7,112	3,642	16,045	9,977	22,063
災害時医療体制の充実	11,862	8,947	47,253	9,492	59,139
子どもの安全確保対策 (安全連絡網の整備・防災ズキン配布等)	0	473	2,671	3,815	6,685
防災教育・啓発対策	0	6,348	13,611	11,563	20,224
防災無線等の情報連絡体制の充実等	33,403	49,883	47,189	58,126	254,056
合 計	① 965,681	② 1,104,442	③ 1,452,481	④ 1,830,022	⑤ 1,384,520
拡充額 (22年度一般財源比較)		②-① 138,761	③-① 486,800	④-① 864,341	⑤-① 418,839

※上記決算額は一般財源の金額です（特定財源は差し引いています）。